

媒介条件表

貸付の種類	証書貸付の媒介	手形貸付の媒介	手形割引の媒介	売渡担保の媒介
媒介手数料の計算方法（媒介手数料の割合を含む）	媒介手数料金額＝貸付金額×媒介手数料率 媒介手数料率＝5.0%			
媒介先の貸付利率又は割引率  (利息の計算方法)	1. 元本 10 万円未満の場合：実質年率 0.1～20.0% 2. 元本 10 万円以上 100 万円未満：実質年率 0.1～18.0% 3. 元本 100 万円以上：実質年率 0.1～15.0% 借入残高×借入利率÷365 日×支払期日前利用日数（ただし、うるう年の場合、年 366 日の日割計算）			
媒介先の返済の方式	一括返済方式、分割返済方式	一括返済方式	一括返済方式	一括返済方式
媒介先の返済期間および返済回数	最短 1 日から最長 30 年 1 回、複数回、指定なし	最短 1 日から最長 1 年 1 回	15 日から 90 日 1 回	最短 1 日から最長 1 年 1 回
指定紛争解決機関	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 電話：03-5739-3861/0570-051-051			